

## 「幸せの国」の裁判所～ブータンの法曹訪問

三重弁護士会会員

田形 祐樹

Tagata,Yuki

### 1 はじめに

ブータンというと、「幸せの国」や「GNH (Gross National Happiness、国民総幸福)」などの言葉が頭に思い浮かぶ人が多いだろう。

筆者は、2014年11月初めに、ブータンの裁判所を訪問し、裁判官から聞き取りをしたり、民事訴訟を傍聴したりする等の機会を得た。

ここでは、筆者が見た、生のブータン法曹について記したい。なお、ブータンの人口は約73.3万人、広さは九州とほぼ同じである。

### 2 ティンプー地方裁判所への訪問

ティンプーは、ブータンの首都である。

筆者が訪問させてもらったとき、1人の裁判官とまとまった時間をいただいて話をさせてもらう予定であった。しかし、その裁判官は、途中で刑事手続に出られたり、事務官らしき人から決裁を求められたりで、非常に忙しそうであり、じっくりと話をうかがうことができなかつた。ということで、裁判官の忙しさも、東京地裁の裁判官並みのようであった。

この地裁は全部で5部あり、民事も刑事も一緒になっていて、特に区別はされていない。裁判官1人で1部であり、それぞれに裁判官室が割り当てられている。

その裁判官によると、この地裁では離婚事件が多いとのことである。なお、ブータンには家庭裁判所はない。

### 3 プナカ地方裁判所への訪問

プナカは、首都ティンプーから、カーブ続きの峠の道路を越えて、自動車で約3時間。

ここには、裁判官は1人だけである。その裁判官Pema Needup氏（以下「ペマ氏」という。）

が、まず裁判官室で対応してくださった。

この裁判所は、ゾンという寺院と県庁が一体となった建物の中にある。しかし、裁判所の物理的な独立性も重要ということで、2016年には、外国からの資金的援助を受けて、外部に移転する予定とのことであった。なお、先に訪問したティンプー地裁は、独立の敷地内にあった。

以下は、ペマ氏からの聞き取りの内容である。すなわち、ブータンの裁判官も、2~3年で異動がある。異動先の希望の届出は、制度上ない。この裁判所では、民事・家事では、金銭に関する事件が一番多く、次に離婚事件が多い。刑事事件も合わせると1年に700~800件あるという。1人の裁判官で、この民事だけでなく刑事事件も扱うので、非常に忙しく、休日に書面書きをすることもしばしばである。刑事の最高刑は無期懲役であって、死刑はない。ただし、プナカのような地方都市だと、凶悪事件は、ほとんど起こらない。ブータンにも、経済的に豊かでない人たちのために、法律扶助制度があるが、予算不足あまり機能していない。プナカ地区には、弁護士も検察官も常駐していない。検察官は、ティンプーから出張てくる。弁護士が常駐していないので、プナカで弁護士を代理人として訴訟に関わる人はとても少ない。そのため、原被告とも本人で訴訟が係属し、訴訟の5~10パーセントくらいしか和解に至らないのではないか。本人訴訟が多いため、裁判官としても、当事者本人に訴訟について説明するのにかなり時間とエネルギーを割いている。当事者本人双方に、弁護士（代理人）が就くことが「武器の平等」という点でも好ましいと考えている。ブータン全体で弁護士は200人ほどに過ぎない。日本のような市民や会社のための弁護

士はごく少ない。弁護士会もまだできていない。その後、ペマ氏に促されて、民事訴訟の法廷傍聴をさせていただいた。法廷の造りは、日本とほぼ同じであり、裁判官（単独）の位置は、高いところにあり、原告・被告が向かい合うように配置されている。バーの向こうは傍聴席である。このときは、傍聴人は、筆者と同行者の日本人だけであり、他は、書記官及び事務官と思われる人が各1名であった。原告・被告が、開廷時に裁判官に向かって深々とお辞儀をしており、裁判官の威厳が強いように感じられた。このときは、第1回の期日ということで、事務官と思われる人が、原告の訴状を読み上げているようであった。その後、原告からの主張が口頭でされて、第1回の期日が終了した。次回は、被告の反論から始めるとのことであった。この訴訟も、代理人は就いておらず本人訴訟であった。なお、口頭でのやりとりはすべて公用語のゾンカ語で行われているため、筆者は内容をその場で知ることはできなかったが、ペマ氏が解説をくださった。あまり複雑でない民事事件なら1か月ほどで終結することである。

また、同じ裁判所において、書記官のTshering Dorji氏（以下「ツエリン氏」という。）からも話をうかがった。裁判官が1人しかいないので、ツエリン氏による補佐が重要であるようである。ツエリン氏は、書記官室で、英語の論文を読んでおり、英語での訴訟法本、法律用語本もあった。ブータンでは民事訴訟法と刑事訴訟法が別に分かれておらず、一体になっているとのことである。

#### 4 政府環境委員会で働く弁護士へのインタビュー

弁護士として政府内で働く人の話もうかがった。アメリカのロースクールに留学経験がある。

環境に関する法的整備、規制等を進めるにあたっては、法的素養が必須であり、法曹資格を



裁判官ペマ氏と筆者（裁判官室にて）

有するものが政府環境委員会で働くことの重要性は大きいとのことであった。環境に関する法整備も、単に外国の制度の輸入ではなく、ブータンという地理的環境に合わせて、他国の制度を取り入れるとのことであった。

#### 5 おわりに—訪問で気づいたことなど

ブータンでは、法曹、特に裁判官はエリート層であり、外国への留学経験者も多く、英語も流暢である。ブータンの裁判官・法曹の数は、事件数に対しては十分でないようであり、非常に忙しく、日本とも共通する点もある。

そして、ブータンは、特に地方では、裁判官、弁護士が少ないようである。これは、かつて日本が通った道をブータンも通っているのではないかと考えると、司法過疎を解消するための、日本の経験が役に立つことがあるのではなかろうかと考えた。